附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月二十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十一条の二第二号、第四十八条第一項及び別表第一の改正規定並びに附則第五条の規定　公布の日

二　別表第四の改正規定（同表を別表第五とする部分を除く。）　令和七年三月二十四日

（受附番号の特例）

第二条　改正法附則第六条から第八条までの規定に基づく届出及び改正法附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載に係る受附番号については、この省令による改正後の戸籍法施行規則（次条から第五条までにおいて「新戸籍法施行規則」という。）第二十二条の規定にかかわらず、一連の番号を付すものとする。

（市町村長による記載に係る書面の特例）

第三条　改正法附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載に係る情報については、新戸籍法施行規則第四十八条及び第七十八条の二から第七十八条の五までの規定は、適用しない。この場合において、当該情報については戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織において、五年間保存するものとする。

（氏名の振り仮名の届出等への準用等）

第四条　新戸籍法施行規則第二十三条の規定は、改正法附則第六条から第八条まで及び第十条から第十二条までの規定に基づく届出並びに改正法附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載について準用する。

２　新戸籍法施行規則第三十条の三の規定は、改正法附則第六条から第八条まで及び第十条から第十二条までの規定に基づく届出について準用する。この場合において、新戸籍法施行規則第三十条の三第一項中「氏名の振り仮名（既に戸籍に記載されている場合を除く。」とあるのは、「氏名の振り仮名（」と読み替えるものとする。

３　新戸籍法施行規則第四章の三の規定は、改正法附則第六条から第八条まで及び第十条から第十二条までの規定に基づく届出について適用する。この場合において、新戸籍法施行規則第四十八条及び第七十九条の三第一項後段の規定は、適用しない。

（本人確認書類の有効期間に関する経過措置）

第五条　新戸籍法施行規則第十一条の二第二号の規定の適用については、この省令の施行の際現に交付されている次の各号に掲げる書類（当該者の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）は、それぞれ当該各号に定める間は、同条第二号イに掲げる書類とみなす。

一　国民健康保険の被保険者証　改正法附則第十六条に規定する期間

二　健康保険の被保険者証　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号。次号において「厚生労働省整備省令」という。）附則第二条に規定する期間

三　船員保険の被保険者証　厚生労働省整備省令附則第六条に規定する期間

四　国家公務員共済組合の組合員証　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十四号）附則第二条に規定する期間

五　地方公務員共済組合の組合員証　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和六年内閣府・総務省・文部科学省令第五号）附則第二条に規定する期間

六　私立学校教職員共済制度の加入者証　私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第三十二号）附則第二条に規定する期間

（届書の用紙に関する経過措置）

第六条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

（戸籍法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和六年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条後段を削る。

○厚生労働省令第十九号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条第一号から第三号までの規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　七百六円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　（略）	（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　六百八十五円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。 二　（略）